

議案第 23 号

大田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を
改正する条例制定について

大田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を改正
する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 8 年 7 月 29 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

大田市条例第 号

大田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部を
改正する条例

(大田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第1条 大田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和5年大田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第2条中「第173条の4第1項第1号」を「第173条の5第1項第1号」に改める。

(大田市監査委員条例の一部改正)

第2条 大田市監査委員条例（平成17年大田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

(大田市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 大田市水道事業の設置等に関する条例（平成17年大田市条例第213号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(大田市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 大田市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年大田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

(大田市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 大田市病院事業の設置等に関する条例（平成17年大田市条例第214号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 2 4 日から施行する。

大田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例等の一部改正に関する説明資料

1 改正の理由

地方自治法等の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の内容

- (1) 地方自治法の条項の移動に伴い、「第243条の2の7」を「第243条の2の8」に、「第243条の2の8」を「第243条の2の9」に改める。

(大田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例第1条、大田市監査委員条例第6条、大田市水道事業の設置等に関する条例第5条、大田市下水道事業の設置等に関する条例第5条、大田市病院事業の設置等に関する条例第6条)

- (2) 地方自治法施行令の条項の移動に伴い、「第173条の4」を「第173条の5」に改める。

(大田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例第2条)

3 施行期日

令和8年9月24日から施行する。

議案第 2 4 号

大田市立認定こども園建築工事 建築主体工事請負契約の締結について

次のとおり、大田市立認定こども園建築工事 建築主体工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 7 月 2 9 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

- 1 契約の目的 大田市立認定こども園建築工事 建築主体工事の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札（総合評価方式（標準型））
- 3 契約の金額 5 2 2 , 3 5 7 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 神門組・堀工務店・大前建設特別共同企業体
代表者
大田市大田町吉永 1 6 4 8 - 2
有限会社神門組
代表取締役 神門 敦

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

大田市立認定こども園建築工事 建築主体工事請負契約の締結に関する説明資料

- 1 入札日時 令和8年7月2日 午前9時00分
- 2 予定価格 522,360,300円
- 3 落札価格 522,357,000円
- 4 入札参加業者 神門組・堀工務店・大前建設特別共同企業体

議案第 25 号

財産の取得について

次のとおり、財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 7 月 29 日提出

大田市長 楫 野 弘 和

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 財産の表示 | 高規格救急自動車 1 台 |
| 2 | 取得の目的 | 高規格救急自動車更新のため |
| 3 | 取得金額 | 41,470,000 円 |
| 4 | 相手方 | 島根県松江市西津田一丁目 7 番 24 号
島根トヨタ自動車株式会社
代表取締役 野々村 健造 |

(参考資料)

地方自治法（抜粋）

〔議決事件〕

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(7) 略

(8) 前2号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。

(以下略)

大田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得についての説明資料

- 1 入札日時 令和8年7月1日 午前9時30分
- 2 予定価格 47,850,000円
- 3 落札価格 41,470,000円
- 4 入札参加業者（1社）
島根トヨタ自動車株式会社